

第四十六回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第六十号

昭和三十九年六月十九日(金曜日)

午後一時五十三分開議

出席委員

委員長 二階堂 進君

理事小川 平二君 理事小平 久雄君

理事始関 伊平君 理事中川 俊思君

理事早稲田 豊君 理事板川 正吾君

理事久保田 豊君 理事中村 重光君

内田 常雄君 浦野 幸雄君

遠藤 三郎君 小笠 公昭君

大石 八治君 岡崎 英城君

海部 俊樹君 神田 博君

木部 佳昭君 小宮山 重四郎君

田中 龍夫君 田中 六助君

高橋 順一君 中村 幸八君

長谷川 四郎君 福井 勇君

三原 朝雄君 南 好雄君

大村 邦夫君 加賀田 進君

榎井 茂尚君 沢田 政治君

島口重次郎君 橋 兼次郎君

藤田 高敏君 森 義視君

麻生 良方君 加藤 進君

出席國務大臣

通商産業大臣 福田 一君

出席政府委員

經濟企画國務次 倉成 正君

總理府事務官 鹿野 義夫君

(經濟企画庁總 合開発局長) 彌三君

大藏政務次官 中尾 博之君

(主計局次長) 田中 榮一君

通商産業政務次 官 竹下 登君

通商産業事務官 川出 千速君

(大臣官房長) 通商産業事務官 宮澤 鐵藏君

(大臣官房 参事 官) 官本 惇君

通商産業事務官 (公益事業局長) 宮本 惇君

中小企業庁長官 中野 正一君

委員外の出席者

議 員 遠藤 三郎君

議 員 重政 誠之君

衆議院法制局参 事(第三部長) 浜中雄太郎君

参 考 人 大堀 弘君

(電開開発株式 会社副總裁) 渡辺 一俊君

専 門 員

六月十九日

委員小沢辰男君、佐々木秀世君及び

田中正巳君等任につき、その補欠とし

て高橋順一君、木部佳昭君及び福

井勇君が議長の名で委員に選任さ

れた。

同日

委員木部佳昭君、高橋順一君及び福

井勇君等任につき、その補欠として

佐々木秀世君、小沢辰男君及び田中

正巳君が議長の名で委員に選任さ

れた。

六月十八日

公衆浴場業に対する特別融資並びに

電灯、電力の料金軽減に関する諸願

(奥野誠亮君紹介)(第四三二六号)

同(坪川信三君紹介)(第四三二七号)

同(服部安司君紹介)(第四三二八号)

同(前田正男君紹介)(第四三一九号)

同(八木一男君紹介)(第四三三六号)

中性洗剤の販売、使用禁止に関する

諸願(辻寛一君紹介)(第四三五六号)

中国経済貿易展覧会北九州市開催に

関する諸願(藏内修治君紹介)(第四

三五七号)

自転車競技法施行に関する諸願(四

宮久吉君紹介)(第四四四一号)

同(田川誠一君紹介)(第四五二三号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

中小企業団体の組織に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

一六二号)

電源開発促進法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一七二号)

工業整備特別地域整備促進法(遠

藤三郎君外十九名提出、衆法第四一

号)

〇二階堂委員長 これより会議を開き

ます。

内閣提出の中小企業団体の組織に関

する法律の一部を改正する法律案を議

題とし、審査を進めます。

本案は、一昨六月十七日質疑を終局

いたしております。

〇二階堂委員長 次に自由民主党、日

本社会党及び民主社会党を代表して、

始関伊平君外九名より、本案に対する

修正案が提出されております。

中小企業団体の組織に関する法

律の一部を改正する法律案に対

する修正案

中小企業団体の組織に関する法律

の一部を改正する法律案の一部を次

のように修正する。

第十七条第五項の改正規定中「重

大な」を「著しい」に改める。

第三十条の二第二項第一号の改正

規定中「著しい」を削り、同項第二号

の改正規定中「又は事業の転換」を削

り、「最少限度」を「限度」に改める。

〇二階堂委員長 まず、提案者より趣

旨の説明を聴取いたします。板川正吾

君。

〇板川委員 ただいま議題となってお

ります中小企業団体の組織に関する法

律の一部を改正する法律案に対しまし

て、自由民主党、日本社会党、民主社

会党三党共同提案による修正案につ

きまして、私よりその趣旨を御説明申

上げます。

修正案文はお手元に配付してあると

おりでありますから、これを省略いた

します。

次に、修正について御説明申し上げ

ます。

修正は二つの個所について行なうの

であります。その一は、第十七条第五

項の改正規定中、「重大な」を「著しい

工組合の地区内に大企業が進出するこ

とによって、その地区内の資格事業を

営む中小企業者の経営の安定に及ぼす

影響の度合いを弱めたこととありま

す。

その二は、第三十条の二、第二項第

一号並びに第二号の改正規定中、「著

しい」及び「又は事業の転換」を削り、

「最少限度」を「限度」に改めることと

あります。これは、主務大臣が特殊契約

の締結を認可する際における要件につ

いて、この要件の緩和並びに資格事業

を営む中小企業者が経営の合理化を円

滑に行ない得るよう、規定を整備した

こととあります。

委員各位の御賛同をお願いいたしま

す。

〇二階堂委員長 以上で説明は終わ

りました。

〇二階堂委員長 次に、討論に入るの

であります。討論の通告もありません

ので、直ちに採決するに御異議あり

ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

〇二階堂委員長 御異議なしと認め、

よって、さよう決しました。

採決いたしました。

まず、始関伊平君外九名提出の修正

案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇二階堂委員長 起立多数。よって、

本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○二階堂委員長 起立多数。よって、修正部分を除いては原案のとおり可決され、本案は修正議決いたしました。おはかりいたします。本案に関する委員会報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○二階堂委員長 御異議なしと認め、よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○二階堂委員長 内閣提出の電源開発促進法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

まず、参考人出頭要求の件についておはかりいたします。

本案審査のため、電源開発株式会社副總裁大堀弘君を参考人として出席を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○二階堂委員長 御異議なしと認め、よって、さよう決しました。

○二階堂委員長 次に、政府並びに参考人に対し質疑の通告がございますので、これを許可いたします。中村重光君。

○中村(重)委員 通産大臣にお尋ねいたしますが、電源開発促進法の一部を改正する法律案は、内容は簡単なものであつて、必ずしもそうでないと思ひます。電気が世銀より借り入れすることに關しての政府の義務がここで内容とされておりますだけに、ある意味

におきましては重要な法案であるとも考えられる。ところがこの法律案が会期延長の前、会期が終了するぎりぎりところで提案されたということであり、私は大臣がおとりになりなされた態度としては、その点は問題があると思うのであります。国会は原則的に五月月間、百五十日ときまつておる。その百五十日の間に法律案をできるだけ早く準備をし、国会に提案をする、そういう態度が国会を尊重する政府の態度でなければならぬのだと、私はこう思います。それにもかかわらず会期末ぎりぎりになって、たしか十五日に、閣議決定後御提案になつたと思うのであります。そういう措置をどういふ事情でおとりになつたのか、その点に對しての経過をひとつ大臣からお答えを願ひたいと思います。

○福田(一)國務大臣 御承知のようにこの法案は、世銀から二千五百万ドルの金を借りる、ついではその担保を出すという問題を決定していただく法案でございますが、昨年の暮れから、実はこういう借りようという話がございまして、その後も話を進めておつたわけでありまして、四月終わりごろ、五月初めになりまして、両者の意見が完全一致を見ることがになりましたので、実は五月半ばごろこれを閣議で決定して出したわけでありまして、われわれとしてはできるだけ早くこれを決定してお願ひをいたしたいとも考えておつたのであります。いろいろな事情もございましてたいへんおくれたことは申しわけないと思つております。○中村(重)委員 たいへん申しわけない、こういうことでございまして、さらにそれを追及することはどうかと

私は思ひますが、どうもいろいろな事情というのが、さきに議員提案という形で出された理事増員をする法案、これについて大臣に對して一つの問題点として指摘をされた、そういうたような点等の配慮もあつたのではないかと、こう思ひますが、ともかく会期ぎりぎり法案を提案するという態度は、私は政府の態度としては間違ひであると思ひます。今後はそのようなことがないように、少なくとも国会の運営に十分協力をする態度でなければならぬ、そして政府としての責任を十分全うしていく、そういうことを今後はおとりになるように御注意を申し上げておきたいと思ひます。

さらにまた、ただいま私が申し上げました理事の増員の問題であります。理事の増員がはたして必要であるのかどうか、そういうことが議論をされたのでありますけれども、最終的にこれが認められた。理事の増員が国会においてやはり議論されただけに、電発におきまして、いろいろな理事の配置の問題あるいは機構上の問題等々、十分前向きな姿勢で取り組んでおるかと思ひますけれども、いま参考人として出席を求めております副總裁がまだ見えておりませんが、局長においては十分その点は御承知になつておると思ひます。また、監督の立場から、電発に對しても、国会審議の中におきまして議論された点に對しての注意なり指導なりを十分おやりになつておられると思ひます。その点に對して、御承知になつておられる範囲内でけっこうでありますからお答えを願ひます。

○宮本政府委員 理事増員の法案をお認めいただきまして、電発といふことは、この四月一日から理事が八人になるというところで、従来の職制を改めまして、一応企画担当、電気担当、土木、広域運営、経済協力、經理資材、火力それから管理関係というようにな八名の理事になつたわけでございます。ただ電発といふにしても、この理事増員を機会に、去年六月一日から根本的な部課の統廃合その他で、要するに電発といふこともやはり営利の、つまりいままでのような、とにかく親方の丸と申しますか、そういう態度でなく、やはり電発といふことも一個の営利会社であるということで、電気料金をいかに安くと申しますか、するかどうかということから營業部というふうなものを新しくつくりまして、これに全理事を含めました業務連絡会と申します。要するにコマースベースを電発の運営の基本に取り入れるという形で、新しく機構全体を再編成したわけでございます。したがひまして、詳しいことは副總裁からお話があると思ひますが、電発といふこともやはりいままでの態度を改めて、もっとコマースベースに徹底をするというようにな雰囲気が出てきたことをここに御報告申し上げたいと思ひます。

○中村(重)委員 エネルギー需要が非常に増大してくるわけでありまして、電発としては、それに備へる供給体制が問題になると思ひます。電発は、大体これは水力発電の開発といふことが主たる目的であつた、ところがエネルギーの需要が非常に拡大をしていく一方、この水力開発ということが一つの限度にきた、こういうことが一応考えられるわけでありまして、したがひまして、最近は大主水従、こういう形になつておるわけでありまして、これから先の電発がどういふ態度で取り組んでいくとしておられるのか。ただいまいろいろ機構上の問題に對しての御説明が若干あつたのでございまして、電発が行ないましたことについて、御説明が若干あつたのでございまして、そうした基本的な電発の取り組み態度というものは、その機構改革との関連において行なわれたのであるかどうか、その点に對しての御説明をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○宮本政府委員 お答え申し上げます。何と申しますか、全体論といたしましては確かにいま先生御指摘のように、日本全体の電力発電の構成が水力から火力ということ、いわゆる火主水従になりつつございまして、毎度申し上げておりますように、火力が幾らふえても、いわばピーク用の水力といふものの必要性は依然として、あるいはますます大事になつてくるわけでありまして、ただ、水力開発につきましても、先般電気事業法御審議の際もいろいろ御意見がございましたように、有望な地点がだんだん減つてきているというところ、また補償問題その他ということ、なかなか水力のコストが高くなつておるというのが実情でございまして、したがひまして、やはり、特に水力の場合は低金利の金が非常にすぐコストに響くわけでございますので、今後われわれといたしましてはますます電発を中心に水力の開発を進めていきたい、こう考えておる次第でござい

そこで、機構的にどうなっておるか
と申しますと、今度は部といたしましては水力建設部というものを設けまして、いままでの土木とか土木調査部を全部水力建設部という名前に改めまして、ここで重点的にやっていく、なお火力部というものは今度の電発改組の關係で設けまして、水力建設部と火力部で両方一体となつてやっていく、こういうふうな機構的に改まつておる次第であります。

○中村(重)委員 私は時間の關係があまりですので、質問はこの程度で終わります。

○二階堂委員長 久保田豊君。

○久保田(豊)委員 それでは要點だけ御質問を申し上げたいと思ひます。

この法案は、世銀から二千五百万ドルを四年間に借りよう、大体こういうことですね。そこで最初にお伺いいたしますのは、この借款の具体的な内容について御説明をいただきたい、この思ふわけですか。

○久保田(豊)委員 私聞いていますのはそんなことじゃないのです。この九十億はわかつてはいるのだが、この九十億は大体利率がどのくらいになるのか、あるいは償還がどういふ計画になつておるのか、こういう点です。

○宮本政府委員 御承知のように、この二千五百万ドルの借款と申しますのは、九頭龍川の開発と申しますか、長野と湯上の二つのダムをつくり、ために、世界銀行から金を借りるわけでございますが、この借款の対象工事でございまして九頭龍川の総工事費が三百五十億円でございまして、その中で、実は治水のためにダムをかさ上げいたしましたので、建設省が負担すべき分が十七億円でございまして、したがって電発だけの金は三百三十三億円、そういうことになつておりました、その三百三十三億円のうち世銀借款は九十億円、全体として世銀から九十億円を借りるというところでございますが、初

年度といたしまして、九頭龍工事計画の三十九年度の所要資金が五十一億円でございまして、なお三十八年度が十七億円で、ついでに申し上げますと四十年の度が七十九億円で、四十一年度が九十億円で、四十二年度が九十五億円で、したがって、三十八年度から四十二年までのトータルが三百三十三億円、このうち世銀の融資は初年度が十二億円、二年度が二十四億円、四十一年度が二十六億、四十二年度が二十八億、合計九十億、こういうことになつておりまして、長野ダムというのが二十二万キロの大きなダムでございまして、これに對し二百五十九億円で、それから下のほうにございまして湯上ダム、これに七十四億円で、こんな計画になつておる次第でございまして。

○久保田(豊)委員 この前は世銀から借りておりました。その際は開発銀行が借りて、さらにまた貸しをしたような感じがございまして、さういふ点、その場合とどういふ点が違ふのか、なお今直接に電発に對してこういう借款を認めるようになった事情はどこにあるのかという点をお聞きしたい。

○宮本政府委員 この前の御母衣のときは世銀が開発銀行に貸して、開発銀行からまた貸しを受けたというところでございまして。今度は世銀が直接電発へ貸すというところで、したがって電発の側からいへば、いわゆる転貸料という、〇・二%の分がこの前よりはそれだけ低くて済むわけでございます。

○久保田(豊)委員 大臣にお伺いいたしますが、世銀の借款については、いまのお話は一億ドルということですが、政府と政府の間の了解をはっきり取りつけた上でこれが軌道に乗っているのか、あるいは世銀と直接電発なり何なりとの間に話がどうなつておるのか、これはまあ要するに借りられるだらうというので、その準備のための法律改正みたいなもので、これは政府間でつきりさういふ話がついた上で当事者同士の間にさういふ話が進んでおるのか、あるいはさうではなくて、当事者同士が話を進めておるのか、それを政府が推進するなり何なりというのでやるのか、その辺を、まさかさういふ話が最終段階になつてきてくずれないというところもあるまいと思ひますけれども、しかし、こうして法律改正をする以上は、やはりその点の的確な見通しがないと困りますが、政府との關係はどうなつておるのか。

○久保田(豊)委員 それでは要點だけ御質問を申し上げたいと思ひます。

この法案は、世銀から二千五百万ドルを四年間に借りよう、大体こういうことですね。そこで最初にお伺いいたしますのは、この借款の具体的な内容について御説明をいただきたい、この思ふわけですか。

○宮本政府委員 今度の借り入れの具体的な条件につきましては、現在、世銀から昨日二人着きまして、いろいろ打ち合わせた上で、最終的には理事会でございまして、まだ今回の借り入れについておのり入れ条件は具体的にきまつておりませんが、従来の例から申し上げますと、借り入れの金利は五・七五%、それから借り入れ期間は据え置き期間十五年を含めまして二十五年、償還方法は半年で元利均等となつております。それから担保につき

まして、いわゆる世銀といたしまして一般担保を付する、こういうことになつておりました。御承知のように世銀と申しますのは政府並びに政府機関にしか貸さないものでございまして、ほかの機関、たとえば道路公団その他のところには全部一般担保の規定が入つておりました。いままではこの電発だけ一般担保の規定がないわけでございますので、それでさういふ改正をお願いしたという次第でございまして。

○久保田(豊)委員 この法律の改正は、いまのお話だと、まだ話が最終的に煮詰まつたわけじゃないようです。この法律の改正をしておかなければ、担保その他の關係で向こうが承諾をしないというのか、あるいは時期等の關係は、承るところによると今度の世銀の大会ですか、九月かいつか来たときに、もうすでにそのときにはしつかりまとまるといふふうな話か、その辺の見通しその他についてはどうなつておるのか。

○久保田(豊)委員 大臣にお伺いいたしますが、世銀の借款については、いまのお話は一億ドルということですが、政府と政府の間の了解をはっきり取りつけた上でこれが軌道に乗っているのか、あるいは世銀と直接電発なり何なりとの間に話がどうなつておるのか、これはまあ要するに借りられるだらうというので、その準備のための法律改正みたいなもので、これは政府間でつきりさういふ話がついた上で当事者同士の間にさういふ話が進んでおるのか、あるいはさうではなくて、当事者同士が話を進めておるのか、それを政府が推進するなり何なりというのでやるのか、その辺を、まさかさういふ話が最終段階になつてきてくずれないというところもあるまいと思ひますけれども、しかし、こうして法律改正をする以上は、やはりその点の的確な見通しがないと困りますが、政府との關係はどうなつておるのか。

力、火力並びに送電、変電あるいは配電の施設がどの程度のものになって、その中でこれがどういふ役割りをするか、これは数字に関する問題ですから事務局でけっこうです。そういう中で、特にこの資金計画がどうなっておるか、その資金計画の中で特に何ほしいたいのは、社内留保がどのくらいになるか、それから増資ないしは社債、借り入れ金、外資、こういうことになると思いますが、そういう関係がどうなるかという点を少し明らかにしていただきたいと思います。

○宮本政府委員　電発全体といたしまして、現在の水力の出力が約二百五十万キロワットでございますが、四十五年ごろまでに水力で約五十万キロふえる、それから火力——御承知のようにこれは主として例の電発火力でございますが、百二十八万キロというようなことになるわけでございます。

それから現在の送電線の総延長が、千七十四キロメートルでございますが、四十五年までにそれに二百キロメートルふえる計画でございます。それから変電所の容量でございますが、現在百五十万キロボルトアンペアでございますが、これがやはりそのころまでに三千万キロボルトアンペアふえる、したがいまして、百八十万KVAということになる計画でございます。

資金計画につきましては、これは四
十三年まででございますが、逐年申し
上げますと、三十九年度の四百十一
億、四十年度が三百八十九億、四十
一年度が三百三十億、四十二年度が三
百四十七億、四十三年度が二百六億
でございます。これは先のことではござ
いますので、またそのころになると、いま

までの傾向といたしまして多少ふえてくると思いますが、現在はそのような状態になっております。トータルが約一千七百億でございます。

内部留保もトータルで申し上げますと、七百五十億くらいでございます。それから増資でございますが、いま

までは御承知のように、政府が六百億、民間一億ということで、六百一億であったわけでございますが、今年度から御承知の石炭火力につきましては十億の出資が認められておりまして、現在は、資本金は六百十億、これは毎

年予算できまりますので、今後どのくらいになるかということはまだ決定はしておりません。したがって、現在のところでは、先ほど申し上げました三十八年度から四十三年度までの借り入れ金のトータルは、約一千億ということになるわけになっています。

○久保田（豊）委員　そこで伺いました

しますが、これだけのいろいろの施設をこれから四十二年ないし四十三年までにやる。その場合の資金コストはどのくらいになるのかということ、そしてその場合の全体の発電コストはどのくらいになるのか、その場合における火力、水力の比率はどうなるのかということ。それからいまのところ電発は、国内の主要幹線の大ボルテージの送電、変電施設の整備に重点を置いているようにですね。そういうものが財務上どういう比率になるのかということなんです。これはもし何なら電発のほうからお聞きしてもいいわけです。資金コストが大体どのくらいになるのか、発電コストが総平均でどのくらいになるのか、そういう点ですね。そして火力、水力の比率なり、あるいは一

番幹線の送電あるいは変電の施設がどのくらいになるのか。この点を年々のかあれでなくて、この計画が、この四年間でこれだけの金を借りたものがその場合にとくなるのかということだけを、大づかみの数字で御説明願いたいと思います。

○宮本政府委員　資金コストは大体五％弱ということまでおるんじゃないか。それから発電コストは、いま聞きますと水力で大体四円五十銭という程度を維持していきたい。まあ火力のほうは、電発火力の場合は、われわれと

いたしましては、これは政府の金のつけ方にもありますが、少なくとも三円程度を維持していきたい、こういうふうに考えておる次第でございます。それから水力と火力の比率でございますが、先ほど申し上げましたように、大体水力二の火力一という割合でございま

して、いままでは比べれば——いままでは

はほとんど水力だけでございましたので火力のウエイトが上がってくる。これは御承知のように、先ほども御説明申し上げました電発火力が百二十八万というのが、いままでのものを加えますれば百四十五万ということでございますので、このころまでには水力は約三百万になる。そういう意味で二対一、こんな関係になると思います。

○久保田(豊)委員　電発の資料によると、ことしのいわゆる火力、水力合わせた総売り価格の総平均の単価が大体四円三十八銭になっていると思います。私が聞きたいのは、こういうふうな外資を入れて――外資は確かに安い。しかし一十億は四年間なり何なりに別に借りなければならぬわけですね。そういう場合に、はたしてこの資

金コストでいって、現在の電力卸売の単価というものが全体として維持できるかどうかという点を一番心配するわけです。おそらくは建設費が相当かかってくるだろう。今度火力が入りましたから、水力一点ばかりでなくて多少は全体として安くなることは明らかです。

す。しかしこれとても、火力のキロワットアワー三円というのは、現在とすれば大体において決して安い単価ではありません。これはある意味において石炭政策の犠牲を背負うわけですから高くなるでしょう。これもやむを得

ない。同時にまた、これはあとでお聞きしようと思うが、いわゆる広域運営というようなことを言っておつても、実際には電発がみんなしりをかぶるような格好になりやせぬか。その際に政府のほうは、出資のほうは今度の石炭関係だけは十億やった、世銀もこれだけ借

りてやつた、あとは借り入れでやれ。も

しそれをつじつまを合わせていくならば、資金コストを安くするにはどうしたって内部留保をよけいするよりありませんよ。それでどこをさしほるかということになる。これはやはり職員その他にかかってくるのじゃないかというふうには私は心配するわけです。ですから、こういう点を明確に一応はつきりしていただきたいという点です。この点をひとつ電発のほうから御説明をいただきたい。

○大堀参考人　ただいま久保田先生から御指摘がございましたように、先ほど公益事業局長から申し上げました数字は平均の数字であります、地点別に見ますと水力開発地点が御承知のようににだんだん条件が悪くなつてきますので、どうしてもコストが高くなる傾向

向にございます。したがって私どもとしては、社内の合理化はもちろんでございますが、できるだけ安い資金を調達をしていかなければならぬ。そしてできるだけ発電コストを下げていくように努力しなければならぬ、こういうふうに考えまして、今回の場合も

世銀借款でございまして一般の借り入れ金よりだいぶ安くなりますので、その面で非常に役に立つのかと考えてお願いいたしておる次第でございまして、また、広域運営の面で私どもも個別の発電地点ごとに原価計算をいたしましたし

て、発電しました電力をその地点の原価において買ってもらうというたてまえで賣いておりまして、その場合の建設費に対して六％の報酬を受けるということで電力会社を受電をしてもらうてまいっておりますが、その原則は今後も賣いてまいりたいと考えております。

す。しかし会社といたしましても、全

体の電気事業のコストを上げないよう、に最大限度の努力をしなければなりません。その意味で政府の御援助を願えるというのを、われわれとしては希望いたしておるところでございます。

○久保田(豊)委員　そこで私は大臣にお伺いしたいのですが、電発といまの各会社に対しては契約を見ますと、要するに発電所ごとのコスト計算です。これはぜんだつてきめたあれで卸売り価格はそうなっている。そうしますと一番安いものはずっと見てみると二円三十銭、高いものは六円ちよつとというものがありますね。こういふような行き方と、それからもう一つは送電コストというか送電料金ですね、幹線ができますから。これらも、ああいう

形がいいのかどうかという点、私は疑問だと思ふ。もう発電所ごとのいわゆる売電価格が出ているわけですね。総平均としてはこうだということですが、水力、火力ともに一つ一つ全部変わっているわけですね。こういう行き方は疑問じゃないか。少なくとも水力、火力なり何なりに区別をして、総額ならしをしてやってみないか、これを埋めていくには、私はどうしたって原価計算といふより、電費の場合手がないといふふうに思ふわけです。これは非常に借金政策の根本に触れる問題ですが、いまの方式でいくということは相当矛盾が出るじゃないか。特に全体の広域経済の中では結局水力もだんだん金がかかって、一般企業電力ではそろばんの合わないというものは電費がやれ、火力にいたしましても、揚げ地でもって比較的金が少なくて、いわゆる産炭地帯でないところの比較的高いものについて結局電費がやれ、そして送電線のおもなものは全部電費が負担しろ。ですから、これはある意味においては、いまの九電力を中心とするいわゆる広域経済の骨組みになる、しかも負担は全部背負う、こういう関係にいまなっているように思ふわけです。そういう観点から見れば、これも一法でしょうが、何らかやばり電力の売価なり何なりというものは、いまの価格のきめ方とは違つた、私はもっと均衡のとれた方策というものが必要じゃないかといふふうに思ふのですが、この点について大臣なり電費のお考えはどうですか。これは一応政令に基づくということになっておりますから、そう簡単にはいいかと思ひますが、ここに私

は新しい電力料金政策、特に卸売り政策その他についての大きな問題点があるように思ふのですが、これに対する大臣のお考えをひとつ聞かしていただきたいと思ひます。

が、そもその始まりはそういうことである、こういうことでございませう。

よくいになる、そういうことになるでしよう。新しいものについてはそういうことができないから、社内留保でなく、逆に持ち出しをしなければならぬという形になつてくる。これをこのままやつて、しかも全国の基本送電線と言いますか、こういったもののあれも、基本料金を除いてキロワットアワー十銭ですか、それが大体の売価になつていくのでないか。こういうふうなことがどんどん進んで、しかも要する技術的な条件が整つておるときに、いかに水系統別のコストが非常に違ふ。受けるほうにいたしましても私はちよつとおかしいのじゃないかと思ひます。全体の受けるほうの各電力会社にしても、バランスがうまくとれないのじゃないか。だからやはり電費としては、少なくとも新しいものも古いものも、あるいは火力と水力くらいに分けて、電費コストあるいは売価といふものは統一すべき時期に来ているのじゃないかといふふうに思ふのです。いま大臣のお話のように出発点は確かにそのとおり、そして現在の料金規定は、今度のあれだと法律ではありませぬけれども、いわゆる料金の算定基本になる卸売りは大体政令でやうなつていく。この点は私はすぐにやり直せといふことを言うわけではありませぬけれども、もう一度再検討すべき事柄だと思ふのです。電費でいま持つておる調整機能といふんですか、私に言わせれば九電力のしりぬぐい機能ですが、これも進歩的な意味があると思ひますが、これと、こういった点をもう一度再検討すべき段階に来ているのではないかと、いろいろに私は思ひますが、この点大臣どうなんですか。

○福田(一)国務大臣　そういう考え方も当然あり得るわけでございますから、研究をするということについては、もう何も異存はございません。ただ具体的に言いますと、九電力のうちの一つがちよつと発電所をつくりたいと思つても、実際には金がない、といふてなくては困るというふうな場合に電費に頼む。そうすると電費が、じゃあ国の金を出してもらつてつくる、そうするとそのコストがどのくらいになるだろうといふことは、送電も含めてはつきり出てくるわけです。そこでいまそういうような式の形になつておるわけでありませう。だからこれは電費といふものを今後どういふふうに動かしていくかという根本問題と関連をいたしますので、そういう意味で今後研究をするといふことは私はけっこうだと思つております。

○久保田(豊)委員　この点は特に、たとえば北陸のように非常に水力の電源が古くてほとんど減価償却が終わつてしまつていくといふようなものは、コストがうんと安いはずですが、そういうものも何もいわずに原価主義でやつて、そのしりぬぐいといふものを電費が全部しよつていくというやり方は、国が幾ら金をつぎ込んでどうにもならぬといふことになるだろうと思ひます。ですからこれは九電力全体についてすぐやれと言つてもなかなかむずかしい問題だろうと思ふが、少なくとも電費は卸売り範囲ですから、消費者に小売りまでしてはいるわけではないのですから、各電力への卸売り範囲においてはそういうものも検討すべき段

が、そもその始まりはそういうことである、こういうことでございませう。

よくいになる、そういうことになるでしよう。新しいものについてはそういうことができないから、社内留保でなく、逆に持ち出しをしなければならぬという形になつてくる。これをこのままやつて、しかも全国の基本送電線と言いますか、こういったもののあれも、基本料金を除いてキロワットアワー十銭ですか、それが大体の売価になつていくのでないか。こういうふうなことがどんどん進んで、しかも要する技術的な条件が整つておるときに、いかに水系統別のコストが非常に違ふ。受けるほうにいたしましても私はちよつとおかしいのじゃないかと思ひます。全体の受けるほうの各電力会社にしても、バランスがうまくとれないのじゃないか。だからやはり電費としては、少なくとも新しいものも古いものも、あるいは火力と水力くらいに分けて、電費コストあるいは売価といふものは統一すべき時期に来ているのじゃないかといふふうに思ふのです。いま大臣のお話のように出発点は確かにそのとおり、そして現在の料金規定は、今度のあれだと法律ではありませぬけれども、いわゆる料金の算定基本になる卸売りは大体政令でやうなつていく。この点は私はすぐにやり直せといふことを言うわけではありませぬけれども、もう一度再検討すべき事柄だと思ふのです。電費でいま持つておる調整機能といふんですか、私に言わせれば九電力のしりぬぐい機能ですが、これも進歩的な意味があると思ひますが、これと、こういった点をもう一度再検討すべき段階に来ているのではないかと、いろいろに私は思ひますが、この点大臣どうなんですか。

○福田(一)国務大臣　そういう考え方も当然あり得るわけでございますから、研究をするということについては、もう何も異存はございません。ただ具体的に言いますと、九電力のうちの一つがちよつと発電所をつくりたいと思つても、実際には金がない、といふてなくては困るというふうな場合に電費に頼む。そうすると電費が、じゃあ国の金を出してもらつてつくる、そうするとそのコストがどのくらいになるだろうといふことは、送電も含めてはつきり出てくるわけです。そこでいまそういうような式の形になつておるわけでありませう。だからこれは電費といふものを今後どういふふうに動かしていくかという根本問題と関連をいたしますので、そういう意味で今後研究をするといふことは私はけっこうだと思つております。

○久保田(豊)委員　この点は特に、たとえば北陸のように非常に水力の電源が古くてほとんど減価償却が終わつてしまつていくといふようなものは、コストがうんと安いはずですが、そういうものも何もいわずに原価主義でやつて、そのしりぬぐいといふものを電費が全部しよつていくというやり方は、国が幾ら金をつぎ込んでどうにもならぬといふことになるだろうと思ひます。ですからこれは九電力全体についてすぐやれと言つてもなかなかむずかしい問題だろうと思ふが、少なくとも電費は卸売り範囲ですから、消費者に小売りまでしてはいるわけではないのですから、各電力への卸売り範囲においてはそういうものも検討すべき段

が、そもその始まりはそういうことである、こういうことでございませう。

よくいになる、そういうことになるでしよう。新しいものについてはそういうことができないから、社内留保でなく、逆に持ち出しをしなければならぬという形になつてくる。これをこのままやつて、しかも全国の基本送電線と言いますか、こういったもののあれも、基本料金を除いてキロワットアワー十銭ですか、それが大体の売価になつていくのでないか。こういうふうなことがどんどん進んで、しかも要する技術的な条件が整つておるときに、いかに水系統別のコストが非常に違ふ。受けるほうにいたしましても私はちよつとおかしいのじゃないかと思ひます。全体の受けるほうの各電力会社にしても、バランスがうまくとれないのじゃないか。だからやはり電費としては、少なくとも新しいものも古いものも、あるいは火力と水力くらいに分けて、電費コストあるいは売価といふものは統一すべき時期に来ているのじゃないかといふふうに思ふのです。いま大臣のお話のように出発点は確かにそのとおり、そして現在の料金規定は、今度のあれだと法律ではありませぬけれども、いわゆる料金の算定基本になる卸売りは大体政令でやうなつていく。この点は私はすぐにやり直せといふことを言うわけではありませぬけれども、もう一度再検討すべき事柄だと思ふのです。電費でいま持つておる調整機能といふんですか、私に言わせれば九電力のしりぬぐい機能ですが、これも進歩的な意味があると思ひますが、これと、こういった点をもう一度再検討すべき段階に来ているのではないかと、いろいろに私は思ひますが、この点大臣どうなんですか。

階ではないか。やはり出発点がそう
なっている。いまの政令の規定がそ
うなっているからそのとおりやってい
くというのでは、問題の前進にはな
らないというふうに思うわけだ。で
すから広域運営というものをとると合理的にやるなら、こういう点をもう少し政策的に考えてみる必要があるのでは
ないかというところを、私はこの前も
ちょっと申し上げたのですが、特にこ
の点を感ぜますので、私の意見を申し
上げておきたい。

結局そういうものを含めた場合に、
電発の最終段階の今後四年後なり、一
応いまの計画が全体にいった場合のい
わゆる財務バランスはどうなります
か。

○大堀参考人 四年後の収支見通しで
ございますが、的確なところはまだつ
かんでおりませんが、大体的に見ると
いたしましては、電気事業、販売電力料
収入が主力でございますので、約六百
三十億程度の収入になろうかと思いま
す。それに対して経費、これは営業
経費、償却等差し引き、さらに支払
い利息を引きまして、まず二十億から
三十億の間の利益が出るというふうな
計算になっております。これは先ほど
お話がございましたように、建設費が
思ったよりなかなか高くなるというた
こともございまして、われわれとし
ましては、三十億ぐらいの利益をあげ
ることを目標に努力いたしたい、こ
ういうふうに考えております。

すし、それに応じて計画の変更等もで
きると思いますが、そうひどいアン
バランスは出さないといいたい。しか
し、ことしあたりの電発のあれを見る
と、全部総経費を引いて最後のもうけ
というものはきわめて少ないわけだ
ね。しかもこれは配当なしということ
ですが、電発の使命からしてこれは当
然だと思ふ。よほどこれは締めてやり
ませんと、いかげんなことをやった
ら、私は、収支じりを見て、へたをす
ると借金をしなければならなくなる
か、どこかで穴埋めをしなければなら
ない段階がきているというふうに心配
をするわけだ。ですから、この点に
ついては、いまから四年後がどうい
うと云つても、今後の皆さんの企業努力
なり何なりということによってある程
度いくと思ふますが、特にこれは、今
後四年間では、今度電気事業法がで
きましたら電発の地位というもののつ
いてはもう一度再検討すべき時期が必
ずくるのではないかとこのように思
うわけだ。ですからこのように点を十分
お考えをいただきたいと思ふので
と申しますのは、いまのように今後の
建設費が約一千億取られるということ
になると、社内留保を除いても、電発
の借金は四千億以上になる。おそろく
四千五百億近くになるでしょう。その利
子から何から、税金から何からやっ
ていくと、なかなかそう楽な経営ではな
かる。特に、いまのような経営方
針、料金方針をとっておられる場合に
は、なおそういう問題が出てくるので
はないかというふうに思ふので、
特にこの点は注意して、政府のほうと
しても電発のあり方についてはひとつ
もう一度基本から御検討いただくだ
うに希望を申し上げて、あまり時間もあ
りませんから、質問を取りやめにいた
します。

○二階堂委員長 本会議散会後再開す
ることにし、暫時休憩いたします。
午後二時五十四分休憩

午後六時十九分開議

○小川(平)委員長代理 休憩前に引き
続き会議を開きます。

まず、参考人出頭要求の件について
おはかりいたします。

休憩前議題となつておりました内閣
提出の電源開発促進法の一部を改正
する法律案の審査のため、参考人から
意見を聴取することとし、人選、日
時、手続等につきまして委員長に御
一任願うことに御異議ございません
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小川(平)委員長代理 御異議なしと
認めます。よつて、さよう決しまし
た。

○小川(平)委員長代理 次に、遠藤三
郎君外十九名提出の工業整備特別地域
整備促進法案を議題とし、審査を進め
ます。

質疑の通告がありますので、順次こ
れを許可いたします。久保田豊君。

○久保田(豊)委員 きょうは関係の企
画庁長官並びに大蔵大臣の出席を要求
しておたのですが、お見えにならぬ
ようでありまして、一番重要な点に
ついてはいずれまたさらにびしっとお
伺いたしたいと存じますが、その含
みでひとつ御答弁をいただきたいと思
います。

第一にお伺いたしたいのは、政府
は三十八年七月十二日に工業整備特別
地域の指定について閣議決定を行
なつております。これはどういう意
味を持っておるかということ、それと
同時に、提案者の遠藤さんにお伺い
いたしますが、今回の閣議決定を内
容的には土台にして、この工業整備特
別地域整備促進法というものをあし
になつた経過、特にこの閣議決定と法
律との関係はどのようなものかとい
うことについて、政府並びに提案者
の二人からできるだけ具体的な御説明
をいただきたいと思ふ。

○遠藤議員 ただいまの御質問であり
ますが、閣議決定をどういう意味で
めたかということについては、政府側
から御答弁を願うことにしたいと思
います。

この法律をつくらうとした理由は
趣旨は、一応閣議の決定を経ており
すけれども、工業整備特別地域の計画
は相当長期にわたつての計画になり
ますので、単なる閣議の決定ではその
きどきの政治情勢その他によって変
更される危険性があります。率直に言
ひまして、やっぱり国家の意思として
はつきりした法律を必要とする、こ
ういう考えのもとに閣議決定の線に沿
つて、大体その閣議決定を基礎とし
て、この法案の制定を志したものでござ
います。多少閣議決定の線よりも二、三
の点については付加されております
が、大きな方針は閣議決定の線をそ
のまま踏襲する、そういう方針で法案
をつくつたのでございます。

土総合開発事業調整費の活用をはかる
ということをきめておるわけであり
まして、また同時に、三十八年の十一
月一日には、工業整備特別地域の基本計
画の作成についての閣議了解があるわ
けであります。この線に沿つて行政措
置として進めてまいりたいという考
えでまいりました。しかし、議員の皆
さ方々の非常な御熱意によりまして、
たゞいま法案が提出されて御審議を
いただいておりますので、この閣議決定の線と
この法律の趣旨を体しまして、この法
律成立の暁には、ひとつこの方針で進
んでまいりたいと考えております。

○久保田(豊)委員 政府にさらにお伺
いをいたしますが、そうすると、この
閣議決定というものは、新産都市の指定
が十三地区行なわれた、その経過から
見て、新産都市とはほぼ同様の扱いをす
る必要がある、しかし、いろいろな経
過から、御承知のとおりこれが正式の
指定にならなかつた、こういう意味
で、穴埋めをする意味でやられたのか
どうか。われわれの理解をしておる
ところでは、御承知のとおり新産都市法
ができて、四十幾つかの候補地
が出た、そのうちで、いろいろ問題は
ありましたが、最初に政府の出
された法案の趣旨と、最終段階で社会
党の修正を入れた法案の趣旨とが少し
食い違つてまいつた、そういう経過も
あって、この工業整備特別地域につ
いては、すでに相当事業が進んでおる。
途中でとめるわけにはいかない。しか
し、そういうところよりは、むしろ格
差解消というふうな観点から新しいと
ころをよけいにとろう、こういうこと
でこれを落としたと私もは了解して
いるわけだ。もつとはつきりい

ば、要するに程度事業が進んでおるので、これは実は落したのだ。しかし事業はすでに始まっておるわけですから、そういうところから、ほうっておけず、こういうものを閣議決定をした、こういうふうなわれわれは了解をしておるのですが、これに間違いありませんか。

○倉成政府委員 ただいま御指摘の通りに、工業整備特別地域のほうが、立地条件もすぐれ、またある程度事業も進んでおる、いわば卑俗なことはで申しますと見分であるというところは、御指摘のとおりだと思ひます。したがって、この法律としては取り扱いませんでしけれども、先ほど申しましたような閣議了解、特に端的に申しますと、やはり一番問題点は財政上の措置をどうするかという問題等が焦点の一つになるのじゃないかと思ひます。が、三十八年の十一月一日の閣議了解の中で、財政上の措置等については、資金の確保等については新産都市に準ずるものとする、こういうことが一応うたてあるわけでございますから、新産都市に準じて考えていく、かように考えております。

○久保田(豊)委員 そうすると、大蔵省にお伺いをいたしますが、要するにいま言つたように、兄貴分だから、数が多いから、兄貴分はちょっと遠慮しろというので落とした、しかし事業は現実に進んでおるのだから、ほうっておけない、したがって資金その他については新産都市とほぼ同様に扱っていくという閣議の趣旨です。こういう点は大蔵省もはつきりお認めの上で閣議決定されたのかどうか、大蔵省はこれに対する認識をどう持つて

おるのかという点をお伺いいたします。

○頼綱政府委員 お答えします。

新産都市は、久保田委員が申されたように、御承知のように、いわゆる低開発地を振興せしめて、地方の格差を是正しようというのが目的でございます。そのために、いま企画庁の政務次官からも御答弁申しましたように、すでに一人前になった一人前と申しますと語弊があるかもしれませんが、兄貴になり、相当工業も発展してまいっているわけでありまして、いわゆる新産都市の趣旨にもとるといふことは、これはもうおのずから思ひます。そこで、閣議決定につきましては、いまお話がありました、われわれとしては、資金の問題、ことに計画のいかんによりましては、それによつて財政的な関係もございまして、資金を重点的に配分する意味合いにおいて、閣議決定を了承したものと私も承っております。したがって、したがって、大蔵省といたしましては、そういう意味合いにおいて、こういう閣議決定に至りますまでの了承はいたしておるものと思ひます。

○久保田(豊)委員 なおもう一度政府にお伺いしますが、新産都市法で、財政上の措置としては、御承知のとおり、この融資等については、特に起債等については政府の特別の骨折という点が一点、それから、不均一課税をした場合の政府が必要ない埋めをするという点が一点。いまの段階では、これが大体おまな点であります。政府は、ここにもある、新産都市にもある「財政上の措置等」というこの点については、ただ文章を讀むと、ほとんど予算

の配分ないしはこれは主として事業資金、特に補助金の問題だろと思ひます。そのほか資金の配分については同じに扱いますが、不均一課税についての穴埋めをする、これは書いてないわけですが、この点は違つた扱いをするのか。あるいは予算や何かも扱いを別にするのか。事業費あるいは資金その他を別にするのか。この文章を見る、はつきり、これは新産都市と同じように扱います、こういうことを言っているのですが、ただ、いまの不均一課税の場合の問題がこれには抜けておる、こういうふうになつておる、この点は、これはどういふ理解の上に立つて閣議決定されたのですか。

○倉成政府委員 お答えいたします。

閣議了解には入っておりませんけれども、法案の中には不均一課税の問題も入っておりますので、新産都市と同様になるわけでございます。

○久保田(豊)委員 そこで、提案者の遠藤さんなり重政さんにお伺いをいたしますが、この法律をつくることによつて、いろいろなほかの点はありますが、一番大きな問題は、いまの新産都市と工業整備地域との当面の具体的な実効という点になりまして、いまの要するに補助金その他がどう出るかという問題、それから、この事業についての起債をどうするか、不均一課税をどうするかという問題が一番実効的な問題だ、ほかはまだたくさん問題はありますが、ほかにまだたくさん問題はありますが、いろいろありますけれども、提案者にお聞きをいたしますのは、この法案はなぜ法律的に裏づけをしなければならなかつたかという点であります。閣議決定でも、さっきのお話のように、閣議

決定だけして、内閣がかればどうなるかわからぬという点もありましようけれども、少なくともこういう形で閣議決定をしておれば、そんな無責任なことは、内閣そのものが、政党がかわれば別でありますけれども、かりに同一の内閣という場合には、そんな無責任なことをすればこれは問題ですが、どこをねらいとしてこの法案をおつくりになつたのか、この点をもう一度お示しを願ひたい。

○遠藤議員 ただいまの御質問であります。新産都市の場合も工業整備地域の場合も、問題は今後の地元負担に対する政府の取り扱い方に問題があると思ひます。その問題は、現在としては、一応公共投資をやるにしまして一般の補助率でいく、資金等は十分めんどうを見る、言つておられますけれども、これはもう訓示規定のようなものであつて、中身がないのであります。そこで、この新産都市を完成するにしまして、工業整備都市を完成するにしまして、なお政府の補助金あるいは資金の融通、その他万般の保護育成のほうにきつた態度がほしいのであります。それには、どうしても工特の法律をつくつておいて、新産都市と同じような入れものをはつきりしておかなければならぬ。入れものをはつきりしておいて、同じように、政府の非常に緻密なあるいは親切な援助を受けた、私は、さつぱらに私たちのほんとうの心境を申し上げる次第でございます。

○久保田(豊)委員 わかりました。そうすると、提案者の御意図は、とにかくこれはいま法律の裏づけがない、閣議決定だけでは、資金その他の点について、あるいは補助金等について非常な不安がある、したがって、新産都市と法律上は同じ立場において、いまの補助金の問題あるいは資金の裏づけの問題、あるいは不均一課税に対する穴埋めの問題、こういうことを扱つていく、これが御意思ですね。この点をさらに確かめておきたい。

○遠藤議員 そのとおりであります。現在、新産都市の法律で規定してある程度のは、ここで規定することにしてありますが、これからさらにいろいろ希望しておる問題は、新産都市の場合と歩調を合はせていく、こういう考えを持つておるのであります。

○久保田(豊)委員 その点については、与党と政府のことですから、この法案を出すについては、与党、特にめんどうくさいのは大蔵省です。大蔵省はつきり了解した上でこれは出されたものと、われわれ野党としては了解をするわけですが、この点はどうですか。

○中尾政府委員 新産都市の法律にございましていろいろな規定が、今回の法案の中に入つておるわけでありまして、その中には、資金の確保の規定もございまして、地方税の不均一課税に伴う措置もございまして、これらにつきましては、正確に申しまして、いわゆる所得格差の是正という色彩のきわめて濃厚な新産都市と、今度は、ある程度立地条件その他から、さきほどお話がございましたように、いわば兄弟として上のほうになつておるといふような地域とは、おのずからそこに相違がございまして、本法案に盛り込んでおりますような措置につきましては、工業整備特別地域につきましても同じよ

うに考えてよろしかろうという事でござります。

なお、いまお話がございましたもの以外に、いまこの法律に書いておらず措置を越えようといういろいろな問題も、さらに将来あるかと思ひます。

が、それらの問題につきましては、工業整備特別地域と新産都市の地域でその取り扱いを同一にするかどうかという事につきましては、これはまた別の問題でございまして、それはまた別に考えていかねければならぬ、こういうふうに考えておりますが、この法案に關する限り、工業整備地域につきましては御説明といたしましては、ただいま申し上げたとおりでございます。

○久保田(豊)委員 そうすると、この法案に關する限りは、新産都市と工業整備地域とは同じに扱ひ、こういうふうに了解をするわけですか。

そこで、次の問題に入ります。そうすると、新産都市は實質上は十九になるわけですね。十三の新産都市指定区域にこれが六つありますから、結局十九ということになる。この十九を政府は、大体これに対する公共投資は、各県からできたものを合わせますと四兆ぐらゐになります。今度の詳しい数字も多少持つておりますけれども、きよりは省きますが、両方入れますと四兆ちよつとになります。そういう大きな金が——これは国もある程度出す。それから地方も負担をし、企業も負担をし、こういうことでしょうが、公共投資がそのくらいかかるわけですが、これを今度はあなたのほうは相当削るわけですか。今度の基本方針並びに基本計画で削らざるを得ない。これは

どうやってみたところが、いまの十九地区の負担ができるはずがない。これが第一の問題です。これはわれわれが法案の審議の過程ではつきり申し上げておる。

それから、もう一つの大きな問題は、高度成長政策というのは、当初の池田内閣の夢のようにどんどん進められていつているかという、いまはそうじゃない。もう設備過剰時代が全般としてはきておる。したがって、この十九地区に対してそれぞれの県の描いたような工業なり工場を呼ぼうとしてもできない。それが証拠には、各県から出たものによると、工業整備地域と両方合わせて、石油コンビナート、製鉄コンビナートが十九のうち十三ある。今度政府が認めようとするのは、そのうち三つで、あとは膨大な計画は立つておるけれども、しかしながら行く産業がない。したがって、今度の基本方針であなたのほうのお認めになつたものの中には、地場産業を中心にしてやろうというものがけつこうある。大きな夢はやめてしまえ、小さく締めろ、こういうふうなのがたたくさある。この調整ということも基本的

に一番大きな問題だろうと思う。この法律がかりに通るとすれば、この法律でも大体基本計画というものを總理大臣がきめなければならぬ、認可をしなければならぬという事になつております。新産都市の基本計画と似たものですね。私どもの社会党は、この法案の新産都市の審議の過程で、日本の経済の實力から見て、また同時に日本の財政の国、地方を合わせた實力から見て、そんなにたくさんやることはだめなんだ、そうしなければ必ずあと是非

常な迷惑をやるから、少なくとも五つか六つにしよう、そうして効率のあるところ、ないしはその他のいろいろな状況を考えた上で現実にやるということをや強主張した。ところが、政府のほうは、そういうことを一つも考えずに、要するに選挙の材料として、ざつぱらんに言えは十三もやつてしまった。そしてあと始末がでなく、あと六つ追加して十九。それでやれますか。今後これに対してどういう方針をおとりになるか。これは大臣でなければなかなかほんとうの答弁はできないと思ひますが、一応お聞きをしておきます。

○倉成政府委員 ただいまお話がございました設備投資の問題でござります。御案内のように四兆何がしの設備投資が最近毎年行なわれております。これが過剰であるかどうかという問題については多少議論がござります。これから先もかなり大幅な設備投資が行なわれるものとわれわれは考えております。(久保田(豊)委員「設備投資じゃない、公共投資ですよ」と呼ぶ)しかし、それにいたしまして、一体新産都市の地域にこういう設備投資が当初考えたように行なわれるかどうかという問題については、御指摘の点に傾聴すべき点があるんじゃないかと思ひます。したがって、新産都市の指定が地元の非常な御熱意で十三地区行なわれた。最初非常に大きな計画をつくつておられましたが、企画庁といたしまして、基本方針を示して、ただいま基本計画を作成中でございます。したがって、具体的に基本計画をつくるという段階になりますと、当初いろいろ県の段階で考えになつ

ておつた計画から、だんだん現実に即しまして、率直に申し上げますと少し規模が小さくなつてきた。どこの地区でも、そういう大きな石油コンビナートをつくるというような計画はとうてい現実に即しないという事は、ある意味においては非常に地についた計画になつてきております。そういう基本計画をつくる過程において、その調整をはかつていこうと考えております。しかし、いすれにしても、地域格差の是正あるいは過大都市の防止という見地から、やはり地元としてはそのくらいの熱意を持つてやうていくということが必要じゃないかと思ひわけありますから、その間のずから現実と照らし合せて調整をはかつていくという立場をとつておるわけであります。

○久保田(豊)委員 四兆幾らというの設備投資じゃないですよ。公共投資だけなんです。設備投資の総額は、企業投資の総額は約十兆です。生産全部合わせますと大体十二兆です。各県のプランは要するにそういう規模になつてゐるんです。それを今度公共投資でどの程度に縮めていくのか、それと連関して設備投資をどの程度どう配置していくかという事は、地方から見れば決定的な問題です。これを、いままでのように、いかげんに自民党の人氣取りでやられては、地方がたまりません。ですから、この点について、これから確かに基本計画を御審議になるわけですか。しかし、基本方針のあとで大体の金額は出ていますよ。そうすると、私の見たところで、一番大きなやつは六割削つております。県の出した計画を六割削つておる。大体

は二、三割です。そうするとなお依然として相当膨大なものである。あの方針を出しておいて、あれに基づいて計画が出てきたやつを、今度は具体的にどう縮めていくかという点については、いままでみだりに人ごとみたいなことを考へておつたのでは困る。内閣全体として、与党もそういう意味ではもっとまじめに考へてもらいたい。そうして、一面においてはやはり企業効率なり何なりということ、一面においては企業格差というやうな問題、その他いろいろ地方格差の問題があらましようが、そういうものを総合して、ほんとうの国土の経済配置、利用というものをどうやっていくかという基本的な観点に立つて、この工業整備の六つを入れて、十九の中からどこに重点を置いてどういう順序でやるかということ、政府としてはよほど具体的に考へてみなければ、少なくともいままでのやうな、うわつた、選挙で人氣を取ればいいのだというやうな考え方ではだめだ。いままでの国土開発計画というやつはみなそうじゃありませんか。みんな始めかけてみんな途中でやめてしまふ。いままでは河川関係とか農林関係でわりあい金がかからなかつたからよかつたが、しかし、これからは金がかかるのです。非常な金がかかる。その金のかかるやつをいかげんにやつておつても、地方は全体のことばかりで、おれのおれのところはいいだろうといつて始めます。現在ですと、始めてみたところが、金をかけてみたところが工場は来ない、金を借りたけれども金を返せないというところがたくさん現在までに出てゐるじゃありませんか。そういう無責任な

本来この仕事は国が全責任を持つてやるべきです。それを地方にやれ、金だけは貸してやろう、心配してやろう、こういう体制は間違っています。本気にやるならば、国が全責任を持つてやるのが当然の話であります。そういう基本の間違いがあります。私も社会党としておきまして、これはつきり申し上げておきますが、次の国会その他におきまして、こういうでたらめな国土総合開発なり、こういう新産都市のやり方では、国民の利益には一つもならない、産業の伸展にもならない、そういう観点から、いままでの国土総合開発の全般を通じて、焦点はもろろ新産都市ないしは工業整備というところにありますけれども、もう少しまじめな真剣なやり直しをしようじゃないかというので、いま検討を進めております。

そこで、私はこれは政府にお伺いいたしますが、これからは事務的にはあなたのほうはいわゆる基本計画を査定するという段階でしょう。まあその仕事、こういうことですが、その点は、いままでのような考えでなく、よほど本気にやってもならなければ困る。それから、自民党の遠藤さんなり重政さんには、これは前からお願ひしてありますけれども、これは要するに与野党の選挙の票取りの道具に使われるべきものではないですね。しかも金が非常に多いわけですから、しかもへたをすれば大部分が借金になって地方へ残りますから、行った企業もへたなことをやれば動きがとれなくなる。こういう状態が出てくるのでありますから、いままでの国土総合開発のお互いの欠点というものをひとつ深く反省をして、

私も社会党がこの次に出す案については与党としても十分御考慮いただきたい、でき得れば、野党の立場を越えてほんとうに協力して国の総合開発になる計画を立てたいということを、かねてこれらの法案の扱い等についてお話をしている場合には、私はお願いをしているわけですから、これは党としてお願いをしているわけですから、党はいますでにその準備をいたしております。来国会に私どもの単独をもつて出すか、あなたのほうと相談して出すかわかりませんが、おそろくはそういう運びになろうかと思っております。その際には、あなたのほうとしてはどういう態度をおとりにするか、この点をひとつ政府並びに与党の提案者の皆さんからお聞きをしておきたいと思うわけでありまして、

○遠藤議員 ただいまの久保田委員のお説は一つひとつともであります。私も非常にいい意見だと思ひまして、十分に考えてみたいと思ひつてあります。なお、その具体的な問題が出現したときに、党内で十分誠意を尽くしてまじめに取り組んでいきたい、こう思っております。

○倉成政府委員 新産都市の成立の過程その他の議論は別といたしまして、現時点から、ひとつ現実に対応してまじめにこれを詰めていくという考え方、久保田委員と全く同様の考え方を持つわけでありまして、

なお、先ほど四北前後と申しましたのは、毎年の設備投資のことを申し上げておるわけでありまして、これは最近設備投資が非常に過剰だという議論がございまして、これから設備投資は減るのじゃないか、あるいは横ばい

じゃないか、いろいろ議論がございまして、けれども、かなりまだ設備投資はこれからも続いていくのではないかと、いう考え方を申し上げておるわけでありまして、

○久保田(豊)委員 その次に、現実の問題をお尋ねしておきますが、いずれのことから、本格的には来年からということになると思いますが、いよいよやるというところになれば、当然そこに出てくるのは、いわゆる公共設備に対する負担の配分という問題であります。いままでは自民党の皆さんは、そう言つては少しお聞きづらいかもしれませんが、おそろくは指定をとるということに重点を置いておられたところ、これがこれからのいよいよ実施の段階になれば、かりにこれを相当圧縮をした基本計画がきまっても、あの膨大な負担はできません。したがって当然国と県なりあるいは関係市町村の負担調整という問題が出てまいります。これはすでに新産都市関係の自民党の議員の皆さんの中でもすでにそれを予想されて国会に、少なくとも一定レベルの地方の財政負担をこえたものについては補助金のかさ上げをしろ、ただ単にいままでのように資金を貸せるからいいじゃないかというだけでは足りないというところから、補助金かさ上げの法案を出そうという大きな運動が起ったことは御承知のとおりであります。私のほうでも実はその点を含めて、臨時の暫定的な新産都市法の改正案を出そうという用意しておりましたけれども、いろいろの状況から、この国会には出さないということにしたのであります。したがってこの問題については次の国会において——こ

れは与野党一致の内容や程度についてはまだいろいろ意見が違ふと思ひます。しかしながら最低限の問題は出てくると思ひます。この点については私も当然次の国会においては基本的な改正案の一部として出すか、あるいは切り離して出すかは別として、党としてはこれを出すつもりであります。自民党のほうはこの点についてどういふふうになつておるか、特にこれに対して大蔵省としての一定の基本的な方針がきまつたのかどうかかわかりませんが、一応新聞にも大蔵省の考えなるものが出ております。こういう点については今後どういふふうにお扱いになるのか、そのお扱いになる場合の基本のお考えをきめて、これはおそろく基本計画がきまつた段階で明確になつてまいと思ひますが、明確にならない今日でもその問題が出ることは必至であります。少なくともその程度の調整をしなければ事業全体として行き詰まることは間違いないということですが、一定の、特に工業整備の法律には当初その案が実はあつたわけでありまして、それを与党と政府との話し合いの中で、一応今回はこの点については新産都市法の中にもないからということでお削りになつたということをお聞ひしております。そのものと新産都市の関係について与党の中で問題が出たことは御承知のとおりであります。ですからこれらについてのお扱いを皆さんとしてはどうされるのか、特に政府のほうとしてはどう考えるのか、これは大蔵省一存でございますけれども、これは大蔵省一存でございますけれども、問題かどうかかわかりませんが、お答えをいただきたいと思ひます。

○中尾政府委員 お許しいただきましたので、順序が逆になつて失礼かと思ひますが、新産都市のかさ上げの議論はお話のとおりであります。その点につきましては、新産都市の建設指定は、何と申しましてでもわが国経済の正常な発展と、それからいわゆる地域格差の是正というところをはかるために、いままで緊急な施策であるということとその指定を見て、手続が進んでおるわけでありまして、これにつきましては、国と関係地方公共団体が共同いたしまして、これを強く推進する必要があります。これは政府といたしましてもそう考えておりますし、与党の御了承もさうございまして、あると理解しております。もちろんさういふことでございしますが、ただいまお話がございましたように、国といたしましては地方といたしまして、その財政力には問題があり、目標を合理的に、現実的なものに定めまして、むだがないように重点的にやつていくということであらうと存じます。そういうような場合に、国も地方公共団体も共同してやつていくという考え方が基本的な考え方として考へられておるわけでありまして、

その次に、それではどういふことになるかということでございますが、要するに各省の御了解を得まして国の予算をこらういふ地域に集中していくわけでありまして、さらに財政投融資といったものもこれに集中していくわけでございます。全体といたしまして、いわゆる災害復興あたりとは異なりまして、いわゆる先行投資でございます。一番の問題はやはり金繰りの手当てで、その金繰りが行なわれまして、

○遠藤議員 公害の問題については非常に適切な御注意で、まことにありがたいと思います。実はこの法案をつくるときに六十五人の議員が集まっている

○久保田(豊)委員　そこで、その問題について具体的に政府のほうにお願いをしておきます。ことしの通産省の公害防止関係の予算はわずかに千八百万円です。そして人員は、公害の部ができて部長ができましたけれども、課が二つで、いままでのものを合わせると四十六名くらいです。これで公害の問題について取っ組もうとしてもできません。私のほうで今回黒川調査団を出して石油の問題について調査いたしました。したが、あれだけでもって五百六十億

かかる。この金の捻出には非常に苦勞しているわけです。そして各県のものを見ましても、実際には東京都は今年二億三千万です。そういう状態で、今

新聞には書いてある。このごろ新聞には公害の記事が多い。しかし銭があるか、人があるか、計画があるかと聞いてみると、何もありませんと言っています。一番不熱心なのはあなたのほうなんです。宮澤さんにもはっきり言ってください。あなたのほうでは一応のたばねみたいのところになっておるわけですからね。新座都市についてこの前宮澤さんにお聞きしますと、その点は十分考えまして基本方針の中にはみな入れておりますと言う。私も全部見ました。なるほど全部入っております。

す。しかし、あ的一条入っただけでは問題になりません。あなたのほうに公害の關係の予算が幾らありますか。ほとんどゼロです。河川關係が少しあるだけです。あんなもので公害対策なんてできるものじゃありません。もつと与党が本気になって——遠藤さんが熱心なのはよくわかります。地元があれだけ願ひでおりますから、わかるけれども、そんなこと言っても話にならぬ。ですからこの問題はぜひ与党の皆さんにも、一つ工場をつくって、この

工場を持ってきたからといはるばかりでなく、新産都市の指定をおれのほうでやったからと選挙のときにやるだけでなくて、本気にこの問題を取り上げ

せんから言いませんが、農漁民の問題をもう少ししだいに取り上げて計画を立ててもらいたい。これは重政さんの専門で、大体において近郊農業ということになりますから非常にむかずしいと思います。しかし、この問題ももう少ししだいにやりませんとどうにもなりません、この点がほとんど計画が抜けております。現地においてもそういうことです。農林省は一通りは言っているけれども、現地にこれが根のついた計画になっているのは一つもないといって差しつかえないと思います。が、与党の皆さんもこの点については

○重政議員 久保田委員の御指摘になりました農業と工業との関係あるいは労力の関係等、そのとおりであります。新産業都市の十三の都市を決定する場合におきましても、農業関係の労力及び農業経営ということと、新しい都市工業その他の産業とのバランスのとれるようなところに指定をする、また計画もそういうバランスのとれた新

しい都市をつくるということでは発足をすることにいたしましたのであります、それらの農業と工業の調整の問題あるいは工業労力と農業労力の調整の問題

○食成政府委員　企画庁が非常に不熱心だという御発言がありましたので、一言釈明いたしておきます。

御激励いただいた意味においては久保田委員と全く同感であります。しかしながら、隅田川の水質汚濁の問題にいたしまして、あるいは全国の河川の問題にいたしまして、いま真剣に取り組んでおるわけであります。それから新産都市の基本計画の点も御指摘のとおりの問題であります。また経済企画庁として国民生活局を設けようと

して残念ながら流れましたが、これも

やはり福祉国家をつくらうという意味で、広い意味では公害防止をやらう、こういうことでやったわけであります。われわれの仕事のやりやすいように非常に御激励をいただいて、皆さんの御支援を得て公害対策については万全を期していきたいということで、その熱意においても、他の各省、皆さん方に絶対に劣らないということをはっきり申し上げておきます。

○久保田(豊)委員　きよりは時間がありませんし、特に企画庁の長官と大蔵

大臣が出ておりませんから、一番大事な点については質問を保留いたしましたし、きょうはこれで終わりにいたします。

○小川(平)委員長代理 福井勇君。予定の時刻が過ぎておりますから、御発言は簡潔にお願いいたします。

○福井委員 本日、この法案に対する親切なる遠藤さんのいろいろな御答弁によりまして、私は工特関係の法案がいよいよこれでめでたく通るものと確信しております。それでまた久保田委員その他の御質問に対しても、重々もつともだという御答弁がありましたし、またその他の問題についてもその含みがあるものというふうに本法案の中で読み取れますし、私も関係しておりましたので、ずっと協力させていただいておったわけでありましたが、もつとも私は東三河地区だけのことを申し上げるわけではありません。これは全国地域の問題であります。せつかく遠藤さんを主体として重政さんほかほんとうに熱心にここまで御努力くださったことを感謝し、なお参議院のほうにおいても、このようにスムーズにいきますように一そりの御努力をお願いいたします。なお私たちも御協力を惜しまないつもりであります。

本日は時間もないのでありますから、これだけにおきたいと思ひます。

○小川(平)委員長代理 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時十九分散会